

佐倉市特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別支援学級に就学する児童・生徒等の保護者に対し、その経済的負担を軽減するため、佐倉市特別支援教育就学奨励費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、この要綱に定めるところにより補助金の交付に関する権限の一部を教育委員会に委任するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別支援学級 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項の規定により小学校又は中学校に設けられた特別支援学級をいう。
- (2) 児童・生徒 本市が設置する小学校又は中学校に在籍する者をいう。
- (3) 保護者 児童・生徒に対して親権を行う者（民法（明治29年法律第89号）第838条第1号に該当するときは、後見人）をいう。
- (4) 収入額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「施行令」という。）第2条第1号に規定する収入額をいう。
- (5) 需要額 施行令第2条第1号に規定する需要額をいう。
- (6) 世帯 次に掲げる者の集まりをいう。

ア 住民票に記載されている住所（集合住宅にあつては、部屋番号を含む。以下同じ。）を同一にする者（住所が同一であっても、住居が異なることを証明できる家屋の構造となっている場合は、住居を同一にする者）

イ アに掲げる者のほか、これらの者と送金等の方法により生計を共にする者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、特別支援学級に在籍する児童・生徒又は特

別支援学級以外の学級に在籍する児童・生徒のうち、教育委員会が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当すると認めるもの（以下「対象児童・生徒」という。）の保護者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 佐倉市就学援助費支給要綱（令和2年7月31日決裁佐教学第169号）第3条第1項第2号に規定する者
（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、佐倉市遠距離通学費補助金支給条例（平成11年佐倉市条例第4号）に基づく補助を受けるときは、その補助を受ける期間に係る通学費については、当該補助金の交付の対象となる経費から除くものとする。

- (1) 収入額が需要額の2.5倍未満である世帯 対象児童・生徒に係る次の経費
 - ア 学用品・通学用品購入費
 - イ 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費（補助金の支給要件に該当した日の属する月が当該年度の4月である第1学年の児童・生徒に限る。）
 - ウ 宿泊を伴わない校外活動等参加費
 - エ 宿泊を伴う校外活動等参加費
 - オ 修学旅行費
 - カ 学校給食費
 - キ 通学費
 - ク 交流学習交通費
 - ケ 職場実習交通費（中学校生徒に限る。）
- (2) 収入額が需要額の2.5倍以上である世帯 対象児童・生徒に係る次の経費
 - ア 通学費
 - イ 交流学習交通費

ウ 職場実習交通費（中学校生徒に限る。）

- 2 前項に定めるそれぞれの経費の範囲については、教育委員会が別に定める。
（支給額）

第5条 補助金の額は、対象児童・生徒1人につき、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、教育委員会が認める額とする。

（交付の申請）

第6条 規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない申請書は、佐倉市特別支援教育就学奨励費補助金交付申請書（別記様式第1号）とする。

- 2 前項の申請書に添付する書類は、補助金の請求及び受領に関する校長への委任状とする。

- 3 補助金の交付を受けようとする者は、別に教育委員会が定める日までに補助金の交付の申請をしなければならない。ただし、年度の途中において補助金の交付の対象となった児童・生徒に係る申請については、この限りでない。

- 4 補助金の交付を受けようとする者は、学生又は未成年者で就労していないものを除く世帯員の全てについて、その収入状況を証明する書類として、地方公共団体が発行する当該年度の特別徴収税額の通知書、市民税・県民税明細書、課税所得証明書若しくは非課税証明書又はその写しを、別に教育委員会が定める日までに、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、教育委員会は、これらの書類で証明できない収入があると認めるときは、それらの収入を証明する書類の提出を別に求めることができる。

- 5 前項の規定にかかわらず、他の方法により所得額が確認できる者については、これを省略することができる。

（交付の決定）

第7条 教育委員会は、規則第4条の規定により補助金等の交付の決定をしたときは、その旨を市長に通知するものとする。

- 2 規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定に係る通知は、佐倉市特別支援教育就学奨励費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）によるものとする。

（支給時期及び支給方法）

第8条 補助金は、学期ごとに、校長を経由して当該保護者に支給するものとする。ただし、第6条第3項ただし書の申請に係るものについては、年度末に支給するものとする。

2 補助金は、概算払により支払うことができる。

(交付の請求)

第9条 規則第16条第1項に定める請求書は、補助金交付請求書（別記様式第3号）とする。

2 校長は、学期ごとに、当該学期において保護者に支給すべき補助金の額を市長が別に定めるところにより算定した上、対象児童・生徒及びその支給経費ごとの請求内訳がわかる書類を調製し、前項の請求書に添付するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条に定める補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書は、佐倉市特別支援教育就学奨励費補助金実績報告書（別記様式第4号）とする。

2 前項の実績報告書に添付する書類は、特別支援教育就学奨励費個人別支給台帳（別記様式第5号）とする。

(額の確定)

第11条 規則第14条に定める交付すべき補助金等の額の確定の通知は、補助金確定通知書（別記様式第6号）によるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請がなされる補助金について適用する。

(有効期限)

3 この要綱は、令和6年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属

する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成21年3月10日決裁20佐教学第772号、平成21年3月31日決裁20佐財第616号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、平成21年3月31日から施行する。

附 則（平成23年5月25日決裁23佐教学第169号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成24年2月23日決裁23佐教学第846号、平成24年3月26日決裁23佐財第681号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月12日決裁24佐教学第216号）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年8月7日決裁25佐教学第309号）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年6月20日決裁26佐教学第308号）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月2日決裁26佐教学第997号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成27年12月14日決裁27佐教学第765号）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年7月1日決裁28佐教学第299号）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月2日決裁30佐教学第243号）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年５月１０日決裁佐教学第９１号）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附 則（令和２年２月２７日決裁佐教学第８５８号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。ただし、附則第３項の改正規定は、決裁の日から施行する。

附 則（令和２年９月２５日決裁佐教学第４５３号）

この要綱は、決裁の日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

別表第1（第5条関係）

学用品・通学用品購入費の支給限度額

	小学生	中学生
4月	485円	945円
5月	485円	945円
6月	485円	945円
7月	485円	945円
8月	485円	945円
9月	485円	945円
10月	485円	950円
11月	485円	950円
12月	485円	950円
1月	485円	950円
2月	485円	950円
3月	485円	950円

別表第2（第5条関係）

新入学児童生徒学用品・通学用品購入費等の支給限度額

	小学生	中学生
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	25,555円	28,990円
宿泊を伴わない校外活動等参加費	実費相当額に2分の1を乗じて得た額又は800円のいずれか低い額	実費相当額に2分の1を乗じて得た額又は1,155円のいずれか低い額
宿泊を伴う校外活動等参加費	実費相当額に2分の1を乗じて得た額又は1,845円のいずれか低い額	実費相当額に2分の1を乗じて得た額又は3,105円のいずれか低い額
修学旅行費	実費相当額に2分の1を乗じて得た額又は10,790円のいずれか低い額	実費相当額に2分の1を乗じて得た額又は28,860円のいずれか低い額
学校給食費	実費相当額に2分の1を乗じて得た額	実費相当額に2分の1を乗じて得た額
通学費	実費相当額（第2区分の場合は、実費相当額に2分の1を乗じて得た額）	実費相当額（第2区分の場合は、実費相当額に2分の1を乗じて得た額）
交流学习交通費	実費相当額（第2区分の場合は、実費相当額に2分の1を乗じて得た額）	実費相当額（第2区分の場合は、実費相当額に2分の1を乗じて得た額）
職場実習交通費		実費相当額（第2区分の場合は、実費相当額に2分の1を乗じて得た額）

注 第2区分の場合とは、対象児童・生徒の属する世帯が第4条第1項第2号に掲げる世帯である場合をいう。